

会議録

| | |
|----------------------|---|
| 会議の名称 | 令和7年度第1回枚方市環境影響評価審査会 自然・社会・文化環境部会 |
| 開催日時 | 令和8年3月2日（月） 13時00分から15時15分まで |
| 開催場所 | 枚方市役所庁舎第3分館 3階 第4会議室 |
| 出席者 | 部会長：谷口徹郎委員 委員：鶴島三壽委員、鍵本明里委員、清水万由子委員、名波哲委員 |
| 欠席者 | 委員：高田みちよ委員、宮地茉莉委員 |
| 案件名 | （仮称）枚方市招提東町・招提中町地区開発事業環境影響評価準備書について |
| 提出された資料等の名称 | 資料1 （仮称）枚方市招提東町・招提中町地区開発事業環境影響評価準備書等 参考資料 枚方市環境影響評価等技術指針 |
| 決定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・本日出た意見に対して、事業者は適正に対応を行う。 ・各委員の専門の分野を中心に追加意見等がありましたら、個別に事務局へ連絡し、事務局は、それらの意見と欠席委員の意見を部会の意見としてとりまとめを行う。 ・今後部会での審議が必要な場合、再度参集し審議を行う。 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍聴者の数 | 5 |
| 所管部署（事務局） | 環境部 環境指導課 |

審 議 内 容

議事進行：谷口部会長

事務局より委員出席状況等報告（委員5人出席 審査会成立要件を満たす）

部会長：次に、傍聴希望の方がおられるか確認します。

事務局：本日の審査会の傍聴希望者は5名おられます。

部会長：傍聴の方は、入室してください。

「傍聴にあたって」の内容を御一読の上、遵守をお願いします。また、配布資料につきましては、閲覧用となりますので、退出時には、事務局へ返却をお願いします。

部会長：それでは議事を進めます。

本日の案件は（仮称）枚方市招提東町・招提中町地区開発事業の審議です。事業者入室してもらってください。

<事業者入室>

部会長：本日の審査会では評価項目ごとに審議します。

それでは、まず第1章から第5章までを概要、簡潔にご説明いただき、続けて、第6章の風害の項目の説明をお願いします。

事業者：<第1章から第5章、風害について説明>

部会長：ありがとうございました。それではまず第1章から第5章、風害についてご意見ございませんでしょうか。

委員：計画事業計画の中で盛土の話がありましたが、現時点でも盛土は計画されているのでしょうか。高さはどれぐらいですか。

事業者：盛土を計画しています。高さは最大で2メートルになります。当初の計画では7メートルほどでしたが、今回変更して2メートルとなりました。

委員：風害についてですけれども、村上方式でやられてるということですけど評価高さは何メートルですか。

事業者：風害の高さですけれども、1.5メートルで評価しています。

委員：風環境だと人の高さということで、それでいいかなと思いますが、特に北東側から建物を乗り越えてくる風が住宅地の方入ってくる時に少し増速するかなと思うのですが、そのあたりの評価はされていますか。

事業者：スライドの 44 ページに、建設前と、建設後の予測結果を示しています。左が建設前、右が建設後でございます、村上方式のランク 1 から 4 というのがあります、風 4 が、強い場所でございます。

全部で周辺 107 か所予測地点を設定して検討しましたが、一部ご指摘あるように風速が高くなっているところがございます。

建設後では、赤く囲んだところがございますが、全部で 11 ヶ所ほど高くなっているところがございます。特にランク 4 になったところというのが、この、北側、86 番だけで、ランク 2 からランク 4 に上がっております。こちらは、北側に大池というため池がありまして、ため池の盛土と新たにできる建物によって少し風が強くなるというふうな計算結果が出ております。あとの地点につきましてはほぼ、ランクが 1 程度上がっているということですが、特に何かの原因で、高くなるということではないのかと考えています。

委員：2 つあって、まず、今の説明では何も対策しないという話でしたけど、確か準備書では植栽で緩和するっていう記載があったと思うんですけど。

事業者：計算自体はあまり影響ないという結論ではあったんですけど、ただそれだとアセスメントとして十分でないということで環境保全対策といたしましてはですね、周辺におきまして低木等の緑化を行いますので、その部分で若干風害が軽減されます。

委員：1.5m の高さではそれでいいかなと思うんですけど、私が最初に質問したのはもう少し高いところですね。特に北東側から風が吹いてきたときに、南西側ですかね住宅地があって、高層の建物がちらほらあるようなので、そこらあたりに風力として何か影響ないかは調査されましたか。高層での風流速の予測はできると思うのですが。

事業者：流体力学の一般的なプログラミングで計算しているので高い地点もできると思います。

委員：20m ぐらいの高層建物に風速として影響があるかは確認していただいた方がいいと思います。

事業者：周辺の 5 階建て既存建物の 20m あたりの高さについて、検討して示します。

部会長：他にご意見ありますか。

委員：植栽をされるということでしたが、どのような、樹種、植物を想定されているのでしょうか。

事業者：こちらの植栽ですけども風害に特化したというより、どちらかといいますと生態系、景観的な観点から植栽の方をしていきたいと考えております。具体的な樹種につきましては、これから選定することになりますけれども

基本的には、枚方市にある郷土種とか在来種、そういったものを中心に選定し植えていければと考えております。

また、低木中木等、立体的な緑地を形成していきたいと考えています。

委員：枚方市の在来種ということ強く意識して植栽計画を立てていただけたらと思います。

委員：風切り音についてですが、1回出るとかなり深刻な問題になるので、特に外部の階段とかある場合は、手すりから出たりするので、その辺りは十分ちょっと注意していただいて、対策を念頭に置いてもらえればいかと思います。

部会長：次に、コミュニティについて説明をお願いします

事業者：＜コミュニティについて説明＞

部会長：コミュニティについてご意見ありますか。

委員：自治会への説明会を開催されたということですが、提出意見一覧を見ると、少し住民さん側からすると、不十分ではないかというようなこととか地区によっては案内がなかったというようなご意見や、質問が十分にできなかったというご意見もあるようなんですけれども、そのあたり説明、役員や学校への聞き取りだけじゃなくて、住民の方への直接的な説明が十分であったかどうかその点いかがでしょうか。

事業者：周辺地区への説明会は、4回ほど実施しております。それとは別に、本アセスに対する説明会を、規則に則って実施している状況でございます。住民の方からの意見は、一度にたくさんの質問をいただくと、お答えしきれない可能性がありましたので、一度手を上げるごとに、2つ3つまでと制限をさせていただきました。ただし、手を挙げる回数に制限を設けてはならず、何回か手を挙げていただいて、いくつか質問をいただいた方もございます。

委員：ありがとうございます。住民説明会の開催エリアは、どのように設定されましたか。

事業者：住民説明会対象エリアにつきましては、本アセス実施に伴いまして、枚方市の環境指導課、事務局の方から町目をお預かりして、該当するところであつたら、そのエリア全体に周知の方をさしていただいております。

委員：枚方市の事務局の方への質問になるかもしれませんが、それは一体何に基づいた規定と理解できますでしょうか。

事務局：枚方市の環境影響評価条例の第15条に基づき、関係地域の決定をさせてい

ただいております。対象事業に係る環境影響内容程度及び範囲を考慮しまして、環境影響を受ける地域を、関係地域ということで決定をさせていただいております。関係地域の住民の方に周知をしていただいて、説明会を実施していただくと、ということをお願いしています。

委員：ありがとうございました。市で関係地域を決められたということかと思うんですけども、判断はどのようにされたのでしょうか。

事務局：例えば騒音とか振動、景観とかコミュニティですね、いろんな項目について、事業者で取りまとめられている予測の結果を確認させていただいて、そのそれぞれの項目について、これぐらいの町区に影響が出る可能性があるんじゃないかということで、市の方で判断をさせていただいています。関係影響評価項目は、たくさんありますので、すべて足し込んで、漏れない町区を関係地域ということで設定させていただいています。

委員：それだと、事業者さんの環境影響が及ぶ範囲の想定をそのまま市の方が踏襲しているというようなご説明に聞こえたのですが、それで良いのかというところは意見として申し上げたいと思います。実際に、住民さんからの意見として、案内があるべきところになかったというご意見も複数あるようなので、もし可能であればもう少し追加的な補足的な説明の機会を設けていただければと思います。

部会長：次に、景観について説明をお願いします。

事業者：＜景観について説明＞

部会長：景観についてご意見ありますか。

委員：住民の方からのご意見でもありますように、一番近い距離でも30メートルの地点から形態率が計算されていますが、最も近い、マンションの東側の戸建ての住宅からの形態率は計算されているのでしょうか。

事業者：今回、マンション東側住居からの形態率は算出していません。形態率は20メートルから40メートルの間において、その形態率と圧迫感の相関関係があるという武井先生の論文に記載されておりましたので、それに基づいて検討しております。検討が必要ということであれば、算出は可能です。

委員：一番影響のある一番近い距離で検討していただかないと納得することができないので数値として計算いただきたいと思います。
また、圧迫感を低減させるために、植樹及び外壁色の調整を行うとおっしゃっていたが、風害の説明であったように植えられる樹種として低木や中木を中心とするとおっしゃっていました。戸建ての横に中高層のマンションもありますので、高層階に住まわれている方からすれば、低木や中木だけだと圧迫感を軽減できるとは思えないのですが、どのように考えてますか。

事業者：準備書の方でも中低木というふうに環境保全目標で書かせていただきましたが、準備書以降さまざまなご意見をいただいたことを踏まえ、高木、中木、低木をそれぞれ立体的に、可能な限り密に配置するという形で計画しております。

例えば高木としましてはシラカシ、アラカシ、タブノキ、マテバシイなど、高木も計画しております。高木を植えることによって、立体的な植栽計画にしたいと思っております。今図面を表示しておりますけれども、例えば少し緑の薄い部分は低木です。少し濃いめの緑でやや大きいものが中高木です。

例えば、高木ですとマテバシイ等。そういうものを特に近いところに、5メートルから10メートルぐらいの間隔で配置して、それらの木が育ちましたら、高さ10メートルから15メートルになり、中木や低木も、高木の下の間隙を埋めるような形で、緑のカーテンのように、圧迫感の軽減になるような植栽を実施可能な範囲で対応します。

委員：武井先生の研究結果を見ていると8%というのは、許容の限界であるというふうに記載されていると思います。

4%から圧迫感を受け、8%が許容の限界である。許容の限界を超えて13%となっているところに、植樹であったり色彩、これらの工夫によって、限界値よりも下回るとは到底思えないのですが、植樹や色彩によって8%以下になるという根拠はあるのでしょうか。

事業者：武井先生の計算式でいきますと、植栽に関する考慮をして数字が8%になりますとは、やはり断言ができません。

委員：断言できないのは分かりますが、限界を超えているので、先ほど申し上げました一番近い住宅からの距離を換算したときに、せめて8%になるような距離にセットバックすべきだと考えます。

また、中高層のマンションだけではなくて低層の戸建て住宅もあるということですから、階段状にセットバックするというような手法も考えられると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

事業者：直近のマンションより近い戸建て住宅に関しては、様々なご意見をいただいております。これまで個別に訪問させていただいて、事業計画の十分な説明、それと植栽についてもご説明をさせていただいた上で、敷地から6メートルのところに関しては、一定のご理解をいただいて、我々事業者側の方とは合意形成が図られている状況です。

マンションに関しましては、先ほど限界値というお話もありましたけれども、この式では、数値的に定量的に評価することはできないというような話がある中で、やはり、低い位置に関しては、植生を密にすることによって、実質の圧迫感というのは軽減されるのかなというふうに思っております。

また、上の階に行くにつれて、圧迫感というのは空の方向に向かって近づいていきますので、数値としては8%以下になっていくと考えております。

ですから、植栽をすることによって、今すぐ 8%以下になるということは申し上げにくいところではありますが、これは植栽の成長とともに、その辺に関しては、和らいでいくというふうに事業者は判断しております。

委員：まだ納得はできないところではありますが、次の質問に移らせていただきます。壁面の色について、低明度低彩度に抑えとおっしゃっていたのですが、武井先生の論文にも記載されていましたが、明度が低いと圧迫感が高まるということが記載されていて、高明度低彩度ですと圧迫感は低減される可能性があるという記載されていたのですが、そのあたりはどうお考えですか。

事業者：ご指摘の通り、明度は高くしたいと考えておりましたので、そこは評価書の方で修正させていただきます。

委員：もし高明度、低彩度にした場合なんですけれども。それだと圧迫感はないかもしれないよりはマシになるかと思うのですが、今度は反射光が問題になって、日中の反射によって住宅の方に影響が生じる可能性があると考えますがどうでしょうか。

事業者：今は反射をしないような色彩、塗装で調整をしております。

委員：そのようにお願いします。
今計画されている外壁を見ると、結構長大な壁面が続いていると思うのですが、それも圧迫感を生じる一因であると考えます。それに対しては、色彩だけでなく、その素材や形態を工夫されるなど、壁を分節化することによっても軽減できるかと思いますが、いかがでしょうか。

事業者：面的に見たときに、バルコニーを設けたり、変化を持たせることで、体的な見え方にするすることで、圧迫感については和らげるような方法を考えております。

委員：承知しました。夜間に関して、24 時間の稼働となりますと、夜間に多くの車が行き来することとなると思うのですが、ヘッドライトによるグレアが問題になりますがどうお考えですか。

事業者：走行に対しては、車が上がっていくところは壁があって遮蔽していますし、住宅地側、特に南側については、2 mの目隠しフェンスを設けることで、そういった光についても遮るような計画をしております。

委員：2 mというのは工事期間中だけですか。

事業者：工事期間中はあくまでも仮囲いですので、今回の施設ができたときは、駐車場の横であるとかそういうところについては、光害を防止するために、目隠しフェンスを設置するという計画にしております。

委員：承知しました。やはり先ほどの形態率のところで、植樹や色彩による効果は計算できないところではありますが、13.1%が8%以下に落ちるとは到底思えませんので、やはりもう一度、セットバックするなど、ご検討いただきたいと思います。

部会長：他にご意見ありますか。

委員：西側の小学校と中学校にかなり近いと思うのですが、学校側の景観の調査というのは、必要ないのでしょうか。

事業者：不特定多数の方が集まる、目にすることができるような場所を代表的な眺望点といたしました。さらにすぐ近くの方、近隣の住民の方も大事だろうという考えから抽出させていただきました。方法書から特に変更しておりませんので、その考え方は認識していただいているものだと考えております。

部会長：結局、小中学校からの視点調査は必要ないということですか。

事業者：必要か必要でないかと言われると難しいですが、今回のアセスにつきましては小学校、中学校からの視点では検討はしておりません。

委員：分かりました。方法書の検討のときに参加できていなかったもので、そこは手続き的には仕方がないのかなとは思いますが、特に小学校は非常に近いということで、交通の面でも少し配慮が必要なのかなと思いました。小学校で、子どもたちが長い時間を過ごすところでもありますし、学童保育の施設も近いというご意見が、住民意見の中にあっただように思うのですが、景観についても、本来、調査に基づいた説明があっべきかなと思いました。

部会長：ほかにご意見ありますか。

事業者：先ほどの補足で、外壁の反射率の話が出たのですが。圧迫感を低減するために明度を高く彩度を低くするというお話の中で、どうしても明度を高くすると反射率がなくなるということはないので、少し明度の調整し、反射率はできるだけ低いものを選定するようにいたします。

委員：明度、彩度を検討される際には周辺との調和を第一に考えていただきたいと思います。

部会長：次に、文化財について説明をお願いします。

事業者：＜文化財について説明＞

部会長：文化財についてご意見ありますか。

委員：審査会説明資料に文化財の試し掘りをした時の調査配置図がありますが、広大な面積を試掘調査していますので、実際に建物の跡があった柱穴ですとか、溝ですとかの部分と、土器の欠片が出たところだけの部分とは取り扱いが今後異なっていくと思います。今後、どの部分に、こういった建物が計画されて、盛り土はこのくらい、深さはこのくらい、という計画について文化財課は知っているのでしょうか。法律に基づいて行うということだけでしたら、今後実際の調査が必要になったときには、何年もかかったりとか、それが短いのか、どのくらいの面積を調査するのか、大きく変わってきますのでその辺をお伺いしたい。

事業者：協議の中では、今回開発する造成計画と造成の断面図、それらをお示しして、その上で、建物の計画も含めてご説明した上で協議をして、試掘を行うというような流れで進めております。

委員：それで文化財の試掘調査の結果、今後の見通しについては、お聞きにされましたか。

事業者：今回の試掘で完了というふうに聞いており、協議の方は完了しております。

委員：承知しました。

部会長：次に、植物について説明をお願いします。

事業者：＜植物について説明＞

部会長：植物についてご意見ありますか。

委員：マップを見ると、一つ一つ事情は違いますが、周辺地域に同様の環境が残されていると言っても、例えば1ヶ所でしか確認されていない植物があったりですね。少なくともこれだけ広い地域がなくなってしまうと、動植物の個体数は減ってしまうことは避けられないと思うのですが、この「影響は軽微である」という判断を下されたのは、どの程度の経験やスキルをお持ちの方が、この軽微であるという判断を下されたのかお聞かせください。

事業者：「影響は軽微である」という表現でございますが、植物等を専門にしている者とアセスメントを専門にしている者で協議いたしまして、当社内の判断で、軽微であるという言葉を使わせていただきました。
また、表現につきましては、枚方市の他のアセスメントも参考にして使わせていただいた経緯がございます。

委員：アセスメントを業務にされている会社の方々ですか。

事業者：はい。そういったメンバーが今回の調査結果を踏まえて、影響としては軽微であるという表現でまとめさせていただきました。

委員：例えば、動物だとカヤネズミは、かなり貴重な生物だと思うのですが、カヤネズミが確認されたポイントはこの赤で囲まれた中の一点しかなくて、ただ、周りには、そのカヤネズミが生息できる環境が残されているから大丈夫という記載があったのですが、実際に、この赤のエリアの外でカヤネズミが確認されているポイントというのはあったのでしょうか。

事業者：生息地でございますが、準備書においては6-17-20ページに確認したカヤネズミの位置を記載させていただいております。
調査した範囲ではこの1ヶ所だけではあったのですが、北側にあります新大池の堤体が似た環境ですので、このあたりで生息している可能性が十分あるのではないかと考えて評価しました。

委員：環境はあっても、その生息そのものは確認されていないということですか。

事業者：今回現地調査した範囲では準備書に書いてある、1ヶ所になります。

委員：分かりました。

部会長：次に、日照障害、電波障害、動物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場についてまとめて説明をお願いします。

事業者：＜日照障害、電波障害、動物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場について説明＞

部会長：ご意見ありますか。

委員：人と自然との触れ合い活動の場について、調査が令和5年11月22日水曜日の8時から16時に調査をされているのですが、お勤めの方とか、学校に行かれています方を考慮すると、土日とか祝日などの休日の調査が必要ではないかなと思いましたが、準備書の段階なので、手続き的には遅いのかもかもしれませんが、そこについてはどうお考えですか。また、6-19-2ページに調査地点の図がありますが、この事業計画地内というのは調査の対象にならないのでしょうか。
住民意見の中にも、この田畑のあぜ道が、子どもたちと自然との触れ合いの場になっているということも書かれていたのですが。周辺の街道とかというよりは、この事業計画地そのものが自然との触れ合いの場であるということはかなり容易に想像がつくのですが、そこは調査する必要はないのでしょうか。

事業者：まず1点目についてですが、今回調査した地点が図にもありますように児童公園だったり神社であったりということで、あまり遠方から人が来るようなところではないというような認識をしております。ご指摘にありますように、確かに周辺の方々が土曜日、日曜日だから、少し公園に行こうかなという方々もおられる可能性もあります。

ただ我々、平日しか調査をしておりませんが、今回仮に、休日の調査をしたら、予測評価が変わるかという点、人数の多い少ないではなく、基本的にはこのルートに関連車両は近くを走らないというような結論ですので、評価は変わらないのかなと考えております。

もう1点、事業計画地内の、畑作地などが人と自然との触れ合いになるのではないかなというようにお話をいただきました。

こちらの方につきましてはですね、私どもも方法書では検討していなかったのですが、実は計画地の中というよりも、北側にですね、通路といいますか、そういった道がございますので、その辺の通行量を調査して、それを評価書に載せていければと考えております。

委員：なぜ、その交通量の調査で、その事業計画地の、人と自然との触れ合いへの影響が予測できるということなのでしょう。

事業者：予測というよりは、実態把握という観点から、この事業計画地の北側の交通量を把握できればなというふうに回答した次第でございます。

委員：質問としては事業計画地の中ですね。赤線の中で人と自然との触れ合いがあるのではないかな。そして、この事業によってそれが失われるのではないかな。それに対する対策を講じる必要があるということかもしれないのですが、この事業計画地の中での人と自然との触れ合いの有無や内容について調査されたのか、する必要はなかったのかということ。

事業者：承知いたしました。今回の事業計画地の中に、人と自然との触れ合えるような里道であるとか、場所があるのではないかなといったご指摘だと思います。

今回の計画においてはですね、計画地の外周に、それらの道路の付け替えをして、その事業計画地外の方ですね、自然環境は残る状態でございますので、それらを踏まえて、評価書の中では評価をしていきたいというふうに思います。

委員：分かりました。

部長：ほかにご意見ありますか。

委員：この準備書ですね、事業者説明資料 26 ページにある、選定した上位性及び典型性の注目種に関するところなのですが。

例えば、農地だけ、竹林の生態系の上位種として、もう一つ、例えば鳥類だったらモズというのがあるのですが、どうしてこの上位種が選定されたのでしょうか。例えば、もっと猛禽類とかですね、ワシタカ類とか、より上位の種が対象になってもよかったかと思うのですが、この上位種が選定された理由は何でしょうか。

事業者：現地調査の結果をもとに、確認された種数や、確認しやすさを考慮し、典型性、上位性を選定しております。

委員：つまりどんな種が確認されたかっていう事実があって、そのリストの中から、上位典型を分類されたということですか。

事業者：はい、そうです。

委員：分かりました。これ調査されたのは、季節はいつですか。

事業者：準備書ですね、6-17-2 ページにあります。哺乳類、鳥類については四季調査をしております。両生類、爬虫類調査については冬季の代わりとして早春季として四季調査を行っています。一通り四季は網羅するように調査を実施しています。

委員：四季は確かに網羅されていますね、承知しました。

部会長：8章の事後調査の計画について説明をお願いします。

事業者：＜事後調査計画について説明＞

部会長：ありがとうございます。事後調査についてご意見ありますか。

委員：電波障害とか日照については、事後調査は行われませんが、これも都度、対応されるということですね。もし何か障害があればその都度対応されるということですね。

事業者：電波障害と日照につきましては連絡をいただければ、その都度対応します。

部会長：ほかにご意見ありますか。

委員：今回住民意見がかなり多数出たということで、住民の方の不安感というのは非常に大きいのではないかと受け止めました。
コミュニティについては事後調査の項目として選定されないということで、アセスでの調査ということに限らなくても良いのかもしれないのですが、周辺の住民の方へのフォローとして、工事中や工事後も、客観的な調査で、問題がないというふう言うだけではなくて、住民の方がどのように感じておられるか、その不安が現実のものになってしまっていないかどうかは確認された方が良いのではないかなと思いました。その点はいかがでしょう。

事業者：アセスメントを実施する前から、地域の方々とは、協議をさせていただいております。地域の皆様のご心配されている意見については記録をとり、そのご心配の声に対し、根拠をもってお示しできるよう、このアセスメントの結果を提示させていただいています。
今後、事後調査で、物流倉庫の運営後に、評価したものと同程度になっているのか確認させていただきます。物流施設の運営会社の連絡先などが決

定次第、お知らせすることは、地元の方に書面でご回答させていただいております。地域の方々の不安につきましてはできる限り払拭できるよう、今後も市の他の協議を利用しまして、適切にお話はさせていただきます。

部会長：ほかにご意見ありますか。

(意見なし)

部会長：無いようでしたら、質疑応答については、この程度とさせていただきます。事業者の皆さま、本日はありがとうございました。事業者の方は退出していただいて結構です。

【事業者退出】

今後の審議としましては、本日出されました意見と、欠席委員の意見をとりとまとめたいえ、自然・社会・文化環境部会の委員への送付をお願いします。また、各委員ご専門の分野を中心に追加意見等がありましたら、個別に事務局へ連絡いただき、事務局は、それらについても部会の意見としてとりまとめをお願いします。今後、部会での審議が必要な場合については、事務局から日程調整の上、再度参集をお願いさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【同意】

ありがとうございます。そのように取り扱いさせていただきます。事務局から今後の予定など、連絡ございますか。

事務局：次回の開催につきましては、あらかじめ日程調整をさせていただいた上で、ご案内させていただきます。以上です。

部会長：それでは令和7年度第1回枚方市環境影響調査審査会自然社会文化環境部会を閉会いたします。